

マザーズハローワーク

オンラインセミナー

よこはま



「収入の壁」

- ★ビデオはオン・マイクはミュートでご参加ください。
- ★ニックネームでのご参加も可能です。
- ★録画・録音は禁止しております、ご協力をお願いいたします。
- ★マザーズハローワーク横浜はオンライン相談もできます。お気軽にご利用ください。
- ★内容についてのご質問は、受講後、お電話にて承ります。
「●月●日のオンラインセミナーの内容について」とお電話ください→045-410-0338

マザーズハローワーク横浜 就職応援セミナー

マザーズハローワーク横浜って、どんなところ？

マザーズハローワーク横浜は、何歳になっても何度でも！
就職・転職を考える各ポイントで応援します！

就職活動は3ステップ！
マザーズハローワーク横浜がお手伝いいたします！

仕事と子育ての両立を応援する**国の機関**です。
子育て中の**おしごと探しのお手伝い**をしています！

子供連れの外出が難しい、子供のお世話などで時間が
取れないなど、窓口へのご来所ができない方向けに、
『**オンライン相談**』を実施中！
自宅に居ながら相談ができます！！



子どもが遊べるキッズコーナー

保育スタッフがいます(11:00~16:00)

授乳室あります





広々としたスペース

託児、正社員登用可、公務 求人情報を特集！



子どもが小さいし、
雇ってくれる会社なんて
ないわよね、..

働きたいけど
夫がどう思うかしら

フランクがあるし、..
いまさら正社員なんて
恥ずかしいかしら？

「応募すること」だけが
就職活動ではありません！

すぐには本格的な
就職活動をしない方も
相談してください



専門相談員が“適度に”サポート！

マザーズハローワーク横浜 就職応援セミナー

マザーズハローワーク横浜って、どんなところ？

マザーズハローワーク横浜は、何歳になっても何度でも！
就職・転職を考える各ポイントで応援します！

就職活動は3ステップ！
マザーズハローワーク横浜がお手伝いいたします！

下図は一例ですが、それぞれのライフプランに沿ったお仕事探しをサポートいたします♪



出産による退職
→パート就労
を検討

子どもが成長→
正社員へのキャ
リアアップ
を検討

家庭を優先した
い→パートへの
転換を検討

老後を見据えた
働き方へ

※あくまで一例、イメージです※

マザーズハローワーク横浜 就職応援セミナー

マザーズハローワーク横浜って、どんなところ？

マザーズハローワーク横浜は、何歳になっても何度でも！
就職・転職を考える各ポイントで応援します！

就職活動は3ステップ！
マザーズハローワーク横浜がお手伝いいたします！

就職活動は、下の**3ステップ**！
マザーズハローワークと一緒にチャレンジしましょう

1. 調べて

2. 書いて

3. 行ってみる



一緒に求人さがします！

- ・求人検索
- ・会社との条件交渉
- ・収入の壁セミナー
- ・子ども預け先セミナー

応募書類、お見せください！

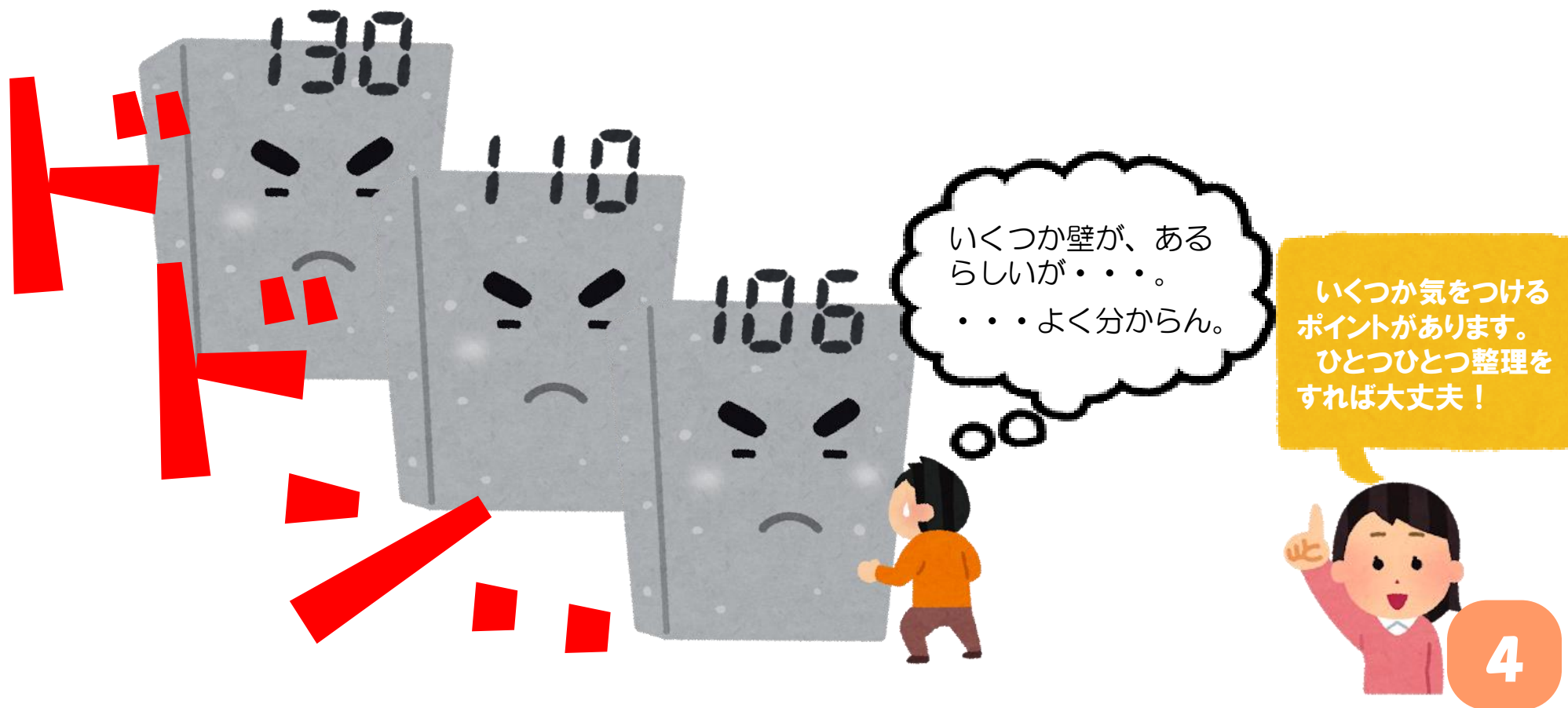
- ・履歴書添削
- ・応募書類セミナー
- ・きめ細かい個別支援

面接の不安、ご相談ください！

- ・職業相談
- ・面接対策セミナー
- ・きめ細かい個別支援

「収入の壁」とは・・・

- 今まで収入が0または少額だった方が、お仕事を増やし収入が増加すると、それとともに税金や社会保険等の負担が生じます。すると、それらの負担を最小限にしようと**自身の収入に制限をかける**事があります。
- 税金や社会保険等の負担の生じる収入金額（年収など）が一般的に「収入の壁」と呼ばれるもので、「配偶者の扶養範囲」もほとんど同じ意味があります。
- 「収入の壁」にはいくつか種類がありますので、ひとつひとつ整理していきましょう。



「収入の壁」配偶者の手当編

配偶者がいる従業員に対して支給される手当のことを「配偶者手当」といいます。
実際の手当の名称は、夫の勤務先によって「家族手当」「扶養手当」など様々です。

手当は「妻が〇〇万以上の収入を得ると手当を支給しない」という規定を設ける会社もあります。
せっかく妻の収入が増えても、夫の手当が無くなることで家計全体として減収となる可能性もあります。

手当の金額、妻の収入の制限、の2点をあらかじめ確認しておきましょう。

	配偶者手当の金額	配偶者手当の条件	つまり…	どうする？
(例) Aさん	40000円／月	103万以下の配偶者に支給する	妻が年103万以上の収入を得ると年48万円夫の収入が減る	金額は大きいが…
(例) Bさん	3000円／月	100万以下の配偶者に支給する	妻が年100万以上の収入を得ると年3万6千円分夫の収入が減る	多いと捉えるか少ないと捉えるか…
(例) Cさん	15000円／月	なし	妻が働いても影響なし	気にしないでOK！
あなたは…				



働く前に
調べておけば
安心ね♪

OK!

「収入の壁」税金編

税金について整理してみましょう！給与にかかる税金は所得税・住民税があり、本人分と配偶者に関わる分があります。

本人収入が・・・ ※給与所得のみ	何の負担が??	どのくらい？	いつから？
110万円 を超えると・・・	住民税 の負担が発生	●住民税内訳 ・均等割額（R6年度横浜市） 6,200円 （市民税3,900+県民税1,300+森林環境税1,000） ・所得割額（市民税8%、県民税約2%） 昨年の課税所得×約10%	●後払い税金 ・今年所得分の住民税を、 来年6月～再来年5月で 支払い
178万円 を超えると・・・	所得税 の負担が発生 （2年間の時限措置）	●所得税(累進課税) 収入によって5%から45%まで 今年の見積課税所得にかかります	●先払い税金 ・今年1年の見積額に応じた 所得税を今年1月～12月 に天引きし、年末調整にて 過不足を精算
160万円 を超えると・・・	配偶者の 税金負担が増える →配偶者の配偶者特別控除額 が減少し始める	●配偶者の所得控除が減少する。 （配偶者特別控除額が減少） 本人所得160万以下で、配偶者の所得が所 得税38万・住民税は33万控除。 本人の所得が5万上がる毎につれて配偶者 の控除額は減少し、最終201万以下で3万控 除となる。それ以上は配偶者の所得控除（配 偶者特別控除）が対象外となる。	・配偶者の、毎月給与 または年末調整
201万円 を超えると・・・	配偶者の配偶者特別控除が 上限となる。	給与収入－給与所得控除＝給与所得 給与所得－所得控除＝課税所得 課税所得×税率＝所得割額（支払う税金）	

税金は収入に応じて、
少しずつ増えていく
のね

※本表は横浜市、国税庁のHPを参考にマザーズハローワーク横浜が作成しております。
金額・割合等は目安ですので、ご自身の状況に応じた内容や詳細は各管轄官署へお尋ねください。

「収入の壁」社会保険編(1)

まずは年金制度の概要を見てみましょう。みなさんは、何号被保険者でしょうか？

20歳～60歳までは、以下の3ついずれかの年金制度（原則、健康保険もセット）に必ず加入しています。

種別	該当者	負担 	受け取れる年金 		健康保険 
			国民年金（基礎年金）	厚生年金	
第1号被保険者	●第2、3号以外（ 自営 など）	●国民年金 月17,920円（R8） ●国民健康保険 前年收入より算出	●20歳から40年間で満額納付の場合 65歳から約年84万の受給（月70,608円）	非該当	・国民健康保険 ・組国保
第2号被保険者	●フルタイム労働者（又は労働時間日数が正社員の3/4以上の労働者） ●要件を満たすパート労働者	●厚生年金 標準報酬月額 × 保険料率（自己負担9.15%） ●各健康保険 標準報酬月額 × 保険料率（自己負担は加入組合による。協会けんぽは4.96%介護無し）	1階部分 ●第1号被保険者と同じ満額納付の場合 65歳から約年84万の受給（月70,608円）	2階部分 ●厚生年金 支払った保険料と、加入月数を基礎に算出	・健康保険組合 ・協会けんぽ ・共済組合 等
第3号被保険者	●第2号被保険者に 扶養されている配偶者 ※扶養は年収130万円未満であること	●負担なし	●第3号被保険者でいる期間は 第1号被保険者 （年金を払っている）と同じ効果	非該当	・配偶者と同じ健康保険（扶養）

※厚生年金の加入要件は他にもあります。また本表は年金機構、全国健康保険協会、横浜市等のHPを参考にマザーズハローワーク横浜が作成しております。金額・割合等は目安ですので、詳細は各管轄官署へお尋ねください。

「収入の壁」社会保険編(2)

前ページで気をつける点は次の2点です。

① 第3号（年金の扶養）は、年収130万円未満が絶対条件！

年収が130万円以上になると、第3号（配偶者扶養）ではなくなり、年金・健康保険が自己加入となる。

注意点① 「130万円」には、賞与・残業手当、通勤手当などを含む

注意点② 「130万」の枠決定は労働契約書によって判断 契約書がない場合は従来通り収入証明他で対応

注意点③ 第3号の該当・非該当の手続きは配偶者の会社が届け出るため、詳細は配偶者の会社担当部署に確認

② パート労働者でも厚生年金に加入することがある！（106万の壁）

勤務先の事業所が、厚生年金加入人数が51人以上の場合、本人月収が88,000円以上（年106万）になると、勤務先の厚生年金に加入する場合があります。

注意点① 「88,000円」には、賞与・残業手当、通勤手当を含まない

注意点② ほかの加入要件は、週所定労働20時間以上、2か月を超える雇用見込み、学生でない

社会保険は、急に負担が増えるのね



具体的には、会社の規模に気をつけて考えてみましょう

厚生年金加入者が51人以上の会社で働く場合(今後変更予定)

気をつける年金の収入の壁	106万円の壁（月88,000円 週20時間以上の就労など 条件は5個）
収入の壁を越えたらどうなる？	厚生年金・健康保険が給与天引きされる。将来的に厚生年金が受給できる（2階部分）

厚生年金加入者が51人未満の会社で働く場合

気をつける年金の収入の壁	130万円の壁（月108,334円 交通費・残業代 込み）
収入の壁を越えたらどうなる？	国民年金・国民健康保険を支払う。又は、厚生年金・健康保険が給与天引きされる。

※上記内容は日本年金機構HPを基にマザーズハローワーク横浜が作成しております。簡易的にまとめたものですので、ご自身の状況に応じた内容・詳細は日本年金機構にお問い合わせください。